

ちばGAP制度評価・認証実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「ちばGAP制度実施要綱」(以下、「要綱」という。)に基づき、制度の実施にあたり必要な事項を定めるものとする。

なお、団体の取組に関しては、本要領の他に「ちばGAP制度評価・認証実施要領(団体)」(以下、「団体要領」という。)に必要な事項を定めるものとする。

【東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下、「東京オリ・パラ」という。)の農産物調達基準への対応を目的とする農業者等】

(認証申請の手続き)

第2条 要綱第2条8号に規定する認証に関する要件とは、当該各号に定めるところによる。なお、テスト産地に取り組んだ農業者、団体等(以下、「農業者等」という。)に関しては、この限りではない。

一 ビジネスチャンス・ナビ2020への登録

ビジネスチャンス・ナビ2020は、東京オリ・パラ等を契機とする官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイトのこと。受発注取引のマッチング(商談)を支援し、中小企業の受注機会の拡大を目的としている。

二 東京オリ・パラへの農産物の供給体制

認証を申請しようとする農業者等の評価・認証対象区分に属する生産品目が、東京オリ・パラ開催期間中である7月から9月の間に供給が可能であること

2 認証を申請しようとする農業者等は、自己点検や団体の検査員による他者点検の結果、ちばGAP基準に全て適合していると判断した場合は、申請書(第1-1号様式)及び必要な書類を添付し、個別農業者は原則として在住地の存する市町村を所轄する農業事務所へ、団体の場合は原則として申請団体の事務所の存する市町村を所轄する農業事務所に提出する。

3 申請書の提出時期は、別表に定めるものとする。

(申請書の書類検査)

第3条 申請書が提出された農業事務所は、速やかに当該申請書を検査し、必要書類が整った場合は、安全農業推進課に報告する。

(農場評価の実施)

第4条 安全農業推進課は、申請者と速やかに日程調整を行い、農場評価日を決定する。

2 農場評価は、評価員がちばGAP農場評価表(別添2)に基づき実施する。

3 農場評価の結果、安全農業推進課がちばGAP基準に全て適合していると判断した場合は、第6条で規定する認証審査会に、農場評価結果を報告する。

4 農場評価の結果、安全農業推進課がちばGAP基準に適合していない取組事項があると判断した場合は、農業者等に対して改善提案書(第2-1号様式)を交付する。

(是正評価の申請及び確認)

第5条 農業者等は、前条第4項の改善提案書の交付を受けた場合、別表に定める期限までに改善結果を記入した是正評価申請書(第3-1号様式)を安全農業推進課に提出することができる。

2 農業者等からは是正評価申請書の提出を受けた安全農業推進課は、内容について速やかに確認を行う。

- 3 是正評価の結果、安全農業推進課がちばGAP基準に適合していない取組事項の全てに適切な改善が行われたと判断した場合は、第6条で規定する認証審査会に、農場評価結果を報告する。
- 4 是正評価の結果、安全農業推進課がちばGAP基準に適合していない取組事項の全てに適切な改善が行われていないと判断した場合は、農業者等に対して改善提案書(第2-1号様式)を再度交付する。

(認証審査会)

第6条 認証審査会は、別表1に定めるとおり年度内4回開催するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めた場合、認証審査会を開催することができる。
- 3 認証審査会の構成及び運営については別に定める。
- 4 認証審査会は、安全農業推進課が行った農場評価結果の審査とその認証の可否、評価・認証対象区分内の生産品目の追加、ちばGAP実践者の評価・認証の取消、必要に応じてちばGAP基準の設定及び変更に関する審査を行うものとする。
- 5 認証審査会の議事録等は、5年間保存するものとする。

(認証証書の交付)

第7条 要綱第7条第1項の規定により、前条の認証審査会にて認証された農業者等に対して、知事は、認証番号、申請者名、評価・認証対象区分、品目名、有効期間、団体にあつては構成員数及び構成員名簿を記載した認証証書(第4号様式)を交付するものとする。

- 2 審査の結果、認証審査会がちばGAP基準に適合していない取組事項があると判断した場合、安全農業推進課は農業者等に対して改善提案書(第2-1号様式)を交付する。

【東京オリ・パラの農産物調達基準への対応以外を目的とする農業者等】

(評価申請の手続き)

第8条 評価を申請しようとする農業者等は、自己点検や団体の検査員による他者点検の結果、ちばGAP基準に全て適合していると判断した場合は、申請書(第1-2号様式)及び必要な書類を添付し、個別農業者は原則として在住地の存する市町村を所轄する農業事務所へ、団体の場合は原則として申請団体の事務所の存する市町村を所轄する農業事務所に提出する。

- 2 申請書の提出時期は、別表に定めるものとする。

(申請書の書類検査)

第9条 申請書が提出された農業事務所は、速やかに当該申請書を検査する。

(農場評価の実施)

第10条 農業事務所は、申請者と速やかに日程調整を行い、農場評価日を決定する。農業事務所は、農業者等の営農範囲が農業事務所の所轄外になる場合など、安全農業推進課及び申請事案に関連する他の農業事務所の支援が必要と判断される場合は、事前に安全農業推進課に支援要請等を行うものとする。

- 2 農場評価は、評価員がちばGAP農場評価表(別添2)に基づき実施する。

(評価書の交付)

- 第11条 農業事務所は、農場評価の結果、農業事務所がちばGAP基準に全て適合していると判断した場合は、農業者等に対して評価書(第5号様式)を交付するとともに、安全農業推進課に報告(第6号様式)する。
- 2 評価の結果、農業事務所がちばGAP基準に適合していない取組事項があると判断した場合は、農業者等に対して改善提案書(第2-2号様式)を交付する。

(是正評価の申請及び確認)

- 第12条 農業者等は、前条第2項の改善提案書の交付を受けた場合、別表に定める期限までに改善結果を記入した是正評価申請書(第3-2号様式)を農業事務所に提出することができる。
- 2 農業者等からは是正評価申請書の提出を受けた農業事務所は、内容について速やかに確認を行う。
- 3 是正評価の結果、農業事務所がちばGAP基準に適合していない取組事項の全てに適切な改善が行われたと判断した場合は、農業者等に対して評価書(第5号様式)を交付するとともに、安全農業推進課に報告(第6号様式)する。
- 4 是正評価の結果、農業事務所がちばGAP基準に適合していない取組事項の全てに適切な改善が行われていないと判断した場合は、農業者等に対して改善提案書(第2-2号様式)を再度交付する。

【ちばGAP実践者の取り扱い】

(ちばGAP実践者の登録)

- 第13条 知事は、評価・認証されたちばGAP実践者について、評価・認証日、評価・認証番号、農業者等の名称、市町村名、対象農産物の品目名を登録し、団体にあつては、団体の構成員数及び構成者名も登録する。
- 2 知事は、前項の農業者等に対して、登録内容を通知(第7号様式)する。
- 3 県は、ちばGAP実践者の意向を踏まえ、前項の評価・認証の登録内容をホームページで公開する。

(ロゴマークの表示)

- 第14条 要綱第9条の規定によりロゴマークを使用するちばGAP実践者は、「ちばGAP」ロゴマーク使用取扱要領に基づき、所定の手続きを行うものとする。
- ただし、共同出荷調製施設を利用するちばGAP実践者にあつては、当該施設を利用する評価書・認証証書の交付を受けた評価・認証対象区分の農産物と、ちばGAP実践者以外の他の農産物とを区分することが可能であり、そのことが確認できることとする。

(実績報告)

- 第15条 要綱第10条に規定する実績報告は、対象農産物の品目ごとの出荷量について、当該年の対象品目の生産・出荷終了後、遅滞なく報告書(第78号様式)を所轄の農業事務所に提出するものとする。

(評価・認証の更新)

- 第16条 要綱第13条に規定する評価・認証の更新をしようとするちばGAP実践者は、ちばGAP評価・認証更新申請書(第9号様式)及び必要な書類を添付し、個別農業者は原則として所在地の存する市町村を所轄する農業事務所へ、団体の場合は原則として申請団体の事務所の存する市町村を所轄する農業事務所に提出する。

- 2 安全農業推進課は、認証の更新に当たり、ちばGAP基準に適合しているか要綱第5条及び第7条に準じて評価・審査を実施する。
- 3 農業事務所は、評価の更新に当たり、ちばGAP基準に適合しているか要綱第5条及び第6条に準じて農場評価を実施する。

(申請書記載内容の変更及び評価・認証の辞退)

第17条 要綱第14条に規定する評価・認証登録した内容に変更が生じた場合には、登録内容変更届(第10-1-1号様式、又は第10-2-1号様式)により、所轄の農業事務所に届け出を行うものとする。

なお、団体の構成員を追加する場合は、団体要領第6条に別に定める。

- 2 ちばGAP実践者が、評価・認証対象区分内の品目を追加する場合は、変更申請書(第10-1-3号様式、又は第10-2-3号様式)を所轄の農業事務所に提出する。
- 3 前項の申請を受けた場合は、認証を受けた農業者等にあつては、安全農業推進課は第4条、第5条、第6条に準じて追加品目に関する農場評価・審査を実施し、ちばGAP基準に全て適合していると認められる場合には、第7条に準じて認証証書を交付する。評価を受けた農業者等にあつては、農業事務所は第10条及び第11条に準じて追加品目に関する農場評価を実施し、ちばGAP基準に全て適合していると判断した場合には、評価書を交付するとともに、安全農業推進課に報告(第6号様式)する。
- 4 ちばGAP実践者が、評価・認証対象区分を超えた品目を追加する場合は、変更届による追加はできないものとし、更新申請を行うものとする。
- 5 ちばGAP実践者が、要綱第17条第2項に規定する評価・認証の取消の申出をする場合には、辞退届(第11号様式)により、所轄の農業事務所に届け出を行うものとする。

(評価から認証への移行手続き)

第18条 農業事務所から評価書の交付を受けたちばGAP実践者が、東京オリ・パラの農産物調達基準に対応するため認証に移行する場合は、新規で認証を申請する場合と同様に、第2条から第7条、及び第13条までの一連の手続きを行うものとする。

- 2 第6条で規定する認証審査会にて認証された場合は、評価から認証へ移行するものとする。なお、移行後の認証の有効期間は、認証を受けた日から1年を経過した月の属する月末の間とする。

(評価・認証と登録の取消)

第19条 要綱第17条の各号に規定する取消を行う場合、認証審査会で取消の可否を判断するものとする。

- 2 前項により評価・認証及びその登録を取消した場合、当該ちばGAP実践者に理由を付してその旨を通知するものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

この要領は、平成31年2月20日から施行する。

別表

1 認証審査会の開催時期

回数	第1次	第2次	第3次	第4次
時期	7月中旬	10月中旬	1月中旬	3月上旬

※年度内に4回開催。

2 申請書等の様式及び提出時期

区分	様式	提出時期等
(要綱第5条の関係) 農場(団体)評価申請書	第1号	第1次 4月10日まで 第2次 7月10日まで 第3次 10月10日まで 第4次 12月10日まで
(要領第4条第4項、第5条第4項、第7条第2項、第11条第2項、第12条第4項の関係) 改善提案書(団体)	第2号	—
(要領第5条第1項及び第12条第1項の関係) 是正評価申請書	第3号	第1次 6月30日(第1次審査会)または 9月30日(第2次審査会) 第2次 9月30日(第2次審査会)または 9月30日(第3次審査会) 第3次 12月28日(第3次審査会)または 2月25日(第4次審査会) 第4次 2月25日(第4次審査会)または 6月30日(第1次審査会)
(要綱第7条第3項の関係) 認証証書	第4号	—
(要綱第6条第2項の関係) 評価書	第5号	—
(要領第11条第1項、第12条第3項の関係) 評価内容の報告	第6号	—
(要綱第8条の関係) 登録通知	第7号	—
(要綱第10条の関係) 実績報告書	第8号	対象農産物の出荷終了後遅滞なく
(要綱第13条第1項の関係) 農場(団体)評価更新申請書	第9号	評価・認証の有効期限まで
(要綱第14条の関係) 登録内容変更届	第10-1-1号 第10-2-1号	登録内容に変更が生じた場合に 遅滞なく
(要領(団体)第7条第1項の関係) 登録内容変更申請書[団体]	第10-1-2号 第10-2-2号	—
(要領第18条第2項の関係) 登録内容変更申請書	第10-1-3号 第10-2-3号	—
(要綱第17条第2項の関係) 認証(評価)辞退届	第11号	—

3 各評価・認証対象区分に含まれる生産品目(例示)

評価・認証対象区分	生産品目	備考
野菜	キャベツ、はくさい、レタス、非結球レタス、ほうれんそう、こまつな、食用なばな、からしな、みずな、べかな、チンゲンサイ、タアサイ、しゅんぎく、ねぎ、葉ねぎ、たまねぎ、葉たまねぎ、らっきょう、にんにく、にら、大葉、葉しょうが、トマト、ミニトマト、なす、ピーマン、ししとうがらし、きゅうり、すいか、小玉すいか、メロン、しろり、にがうり、ズッキーニ、いちご、オクラ、食用とうもろこし、セルリー、ブロッコリー、カリフラワー、アスパラガス、ルッコラ、エンダイブ、モロヘイヤ、エンサイ、つるむらさき、茎葉かんしょ、だいこん、にんじん、こかぶ、れんこん、根しょうが、根みつば、やまといも、じねんじょ 等	
果樹	日本なし、温州みかん、ゆず、レモン、中・晩生かんきつ類、びわ、キウイフルーツ、いちじく、ぶどう、かき、うめ、くり、ブルーベリー、ブルーベリー以外のベリー類 等	
米	米(飼料用米を除く)	
その他の作物(食用)	落花生、大豆、えだまめ、そらまめ、さやいんげん、さやえんどう、スナップえんどう、さつまいも、さといも、ばれいしょ、かぼちゃ、アピオス、ごぼう、野菜苗 等	加熱調理することが前提の作物

注) 表中に記載のない生産品目の評価・認証対象区分については、安全農業推進課に確認することとする。